

会津若松市高齢者等世話付住宅生活援助員派遣事業費用徴収条例の廃止 への意見募集結果

「会津若松市高齢者等世話付住宅生活援助員派遣事業費用徴収条例」を廃止するにあたり、廃止に対する市民意見公募（パブリックコメント）を実施しました。その結果及びお寄せいただいたご意見に対する市の考え方についてお知らせいたします。

1. 募集期間 令和3年4月26日～令和3年5月25日
2. 提出意見 1名の方から3件のご意見がありました。
3. 意見の要旨と市の考え方

| 意見の要旨 | 市の考え方 |
|---|---|
| (1) 生活援助員の廃止に伴い、高齢者福祉相談員を増員すること。 | 現在、謹教地区では4名の高齢者福祉相談員の方に委嘱しておりますが、市全体として、地域の担い手不足という課題もあり、現在でも相談員の欠員が生じている現状にあります。 そのため、早期の増員対応は困難であると考えておりますが、令和3年度において、相談員制度の見直しや「つながりづくりポイント事業」を実施していくところであり、地域の担い手不足の解決につながるよう、地域の支え合いの輪を大きくしていく施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。 |
| (2) 新たな相談員は、南花畑デイサービスセンターを中心に近隣の町内会での高齢者に対し巡回訪問し、相談業務を担わせること。 | 高齢者福祉相談員の訪問につきましては、相談員による担当区域において、地域で孤立や日常生活に不安のあるなどの高齢者を訪問し、必要に応じ助言指導を行います。 |
| (3) 災害に対する各種備えにも対応するようにすること。 | 災害時における地域の対応につきましては、今後、関係機関の中で検討を行ってまいります。 |